

## とべZOO「ふるさとおやつマルシェ」PR事業実施要領

下記内容に沿って実施いたしますのでご協力お願いいたします。

### 1 出店販売できる日

別添ふるさとおやつマルシェ出店申込表（エクセル）の番号が振ってある日とし、この範囲であれば、出店回数は自由です。（※出店日は令和4年3月6日、3月13日とします）  
※出店希望が重なることも想定されますので、予備を含む複数日の申込みをお勧めします。

### 2 販売物品

販売するご当地菓子、軽食、特産果物及び果物加工品等、園内で手軽に食べられる飲食物（おやつ等）は、次の条件を満たすものとしします。

- ① 当該市町の特産品が用いられているものであること。
- ② 調理済み又は調理不要のものであること。
- ③ 衛生面に十分に注意して製造・販売されるものであること。
- ④ 市町キャラクターグッズ等地域オリジナルの物産であること。

### 3 出店する場所

とべ動物園管理事務所周辺の特設ブース（屋外テント）とします。

1日の小間数は4小間分。（テント1張りの半分が1小間）

テント、長机（1小間あたり2本）、パイプ椅子（1小間あたり2脚）は園で準備します。

### 4 動物園内での販売に際して、次の行為はできません。

- ① ガスコンロ等火気の使用
- ② 寄付等の勧誘
- ③ 開園時間内（9:00～17:00）の園内での自動車の走行

### 5 出店契約及び手数料

出店者が確定しましたら市町又は団体と出店契約を交わします。

出店手数料は、売上額の10%とします。

### 6 販売の形態

出店者が購入者と直接受け渡しを行っていただく直接販売です。販売に必要な人員は出店者側で確保してください。また、釣銭等に必要なお金もあらかじめご準備ください。

## 7 販売に関する広報

「ふるさとおやつマルシェ」の実施については、事前にプレスリリースするほか、動物園のホームページ、とべもりWEBページ等に掲載しますのでご了承ください。

なお、出店市町等におかれてもSNS等を活用して開催日等を告知するなど、効果的な事業実施に御協力をお願いします。

## 8 その他

とべ動物園は、県管理都市公園内の公園施設であること、また、動物園という施設の上、通常の商業施設等での出店とは異なる制約があります。誠に恐縮ですが、別添4の「とべ動物園販売コーナー出店契約書」を予めご理解のうえお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

コロナウイルス感染拡大や台風等の災害により本事業が実施できなくなる場合があります。予めご了承ください。

## 9 参考

近年の来園者数の実績（R3年7月末まで）は、次のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3年度	9,194	0	37,737	25,683									
R2年度	3,767	15,899	22,790	21,431	38,314	45,126	52,710	52,956	24,314	16,021	29,618	34,747	357,693
31年度	48,327	78,289	22,528	15,614	36,455	28,719	54,582	49,895	24,971	36,390	31,737	27,381	454,888
30年度	53,558	57,485	24,942	13,841	39,115	30,849	53,642	46,956	22,632	32,774	27,813	46,701	460,308